

上坂 愛子 (長岡京市・乙訓郡) 2000年7月6日

こどもと保護者、関係者の願いにこたえ、診断、治療、訓練、相談、そして療育につなぐ機能をもつ総合療育センターを

【上坂】

日本共産党の上坂愛子です、先に通告しています三つの問題について質問をします。先の質問と重なりますが、ご答弁をよろしくおねがいします。

はじめに障害のある子どもをもつ、父母の長年の強い要望であったこども発達支援センターが障害児専門の医療機関を併設した心身障害児総合療育センターについてです。

言うまでもなく、こどもの発達の遅れや障害は、早期に発見し、適切な医療・訓練・指導など療育を受けることで大きく軽減し克服することが、医学の進歩や療育の進歩によって可能となってきています。しかし、京都府には現在、総合的な医療機関や検査機関がないため、人のつてをたよって、病院や療育の場をさがし回り、向日が丘療育園に、また地域の療育教室にかよいながら京都市内の病院や大阪、滋賀、奈良方面まで通院、訓練に通われているのが現状です。

おむつや、着替え、時には離乳食を持って、障害を持つ子どもをつれて、遠くまでの療育訓練は、子どもにも、保護者にとっても大きな負担となっています。こうした負担を解消し、保護者が希望をもって療育や、訓練にがんばることができる、なによりもこどもの発達に希望がもてる総合療育センターの建設が求められています

五月に特別委員会で、埼玉県立少児医療センターに併設されている保健発達センターを見学させていただきました。ここでは、市町村保健センターや保健所等で行う乳幼児検診などで発見された、発達に問題のあるこどもたちの早期治療に役割を果たす機関として、発達評価外来、アセスメント外来、高度精密評価外来など十三の部門の外来がつけられていて、こどもの状態に応じて木目細かく医療、療育両面から発達支援が行われています。

たとえばアセスメント外来では、医師、理学療法士、作業療法士、言語療法士、臨床審理士、看護婦など専門の先生が一同に集まって、総合的に一人のこどもを観察し、すみやかにその後のケアや訓練、指導が行われる体制がつけられていました。

そこで五点について質問します。本府でもこうした総合的な診断が出来る体制をととのえることです。身体障害、知的障害、発達の弱さをもつ乳幼児や児童の医学的診断、治療、訓練、相談、そして療育につないでいくことができる機能をもつ総合療育センターが必要とお考えますが、いかがですかお答えください。

給食指導を療育指導に位置づけ、厨房施設の設置、栄養士、調理師の配置を

【上坂】

二つには、給食指導が出来る体制が必要です。

今、向日が丘療育園に通園しているこども達の中には、食事をかみ砕いて食べることが出来ないこども達や、チューブ栄養をとっているこども達もいます。しかし、訓練をすることによって、しっかり噛んで口から食事をすることが出来るようになるのです。食べることは、人間にとって基本です。発達にも大きな影響をあたえるものです。給食指導を療育指導に位置づけることが大切です。発達支援センターに、厨房施設、栄養士、調理師

が必要です。いかがですか、お考えをお聞かせ下さい。

【保健福祉部長】 京都府子ども発達支援センターについてであります。施設整備にあたりましての基本的な考え方や機能につきましては、先ほど知事からお答えしました通り、京都府におきます障害児教育の広域的な拠点施設として整備することといたしておりますが、給食指導や巡回指導体制も含めまして具体的な内容につきましては現在検討をすすめているところであります。

専門職員体制充実させ、市町村の療育事業への支援強化を

【上坂】

三つ目は、市町村などで取り組んでいる療育事業への支援体制です。

現在府下十八か所の療育施設、療育教室で四百二十人、南部では約二百七十人が訓練、治療を受けています。しかし、専門的なスタッフが不十分なため、先に申しあげたように、他府県まで訓練にいかねばなりません。「自宅近くの地域で療育、訓練、医療が受けられるようにしてほしい。」切実な願いです。しかし、先に発表された、本府支援センターには、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などによる巡回療育部門を新設するとはしているものの、四人程度の専門職で、月一回程度巡回し、訓練・治療に当たるとされています。これでは関係者の期待に答えられないばかりか、全国的に見ても、滋賀県、大阪府の取り組みからしても、あまりにもおそまつです。

今、向日が丘療育園では週二回の療育が行われていますが、保護者の願いはもっと回数を増やして欲しいということです。

少なくとも一人一人に、必要な療育が保障される体制を整えるべきです。療育は専門的な人材が揃っていてこそ、その効果があがるのです。とくに発達の著しい乳幼児期に行うことが大切です。進んだ医療や訓練、療育を十分に保障することこそ本府の役割ではないでしょうか。お考えをおきかせください。

第四は、巡回指導にともなって市町村の療育施設の整備も必要です。たとえば、言葉の指導には防音設備の整った教室・機器が必要です。本府の財政的支援も含めて、療育効果があがるよう整備すべきと考えます。いかがお考えですか。お答え下さい。

【保健福祉部長】 市町村の療育事業につきましては、現在関係市町村におきまして、それぞれの実情に応じた施設を確保され事業が実施されていると承知しておりますが、京都府といたしましては、これまでから、こうした市町村事業の運営に対しまして京都府独自の措置も講じながら、支援を行っているところでございます。

新たな療育施設整備まで、向日が丘療育園の事業を続けるべき

【上坂】

第五に、向日が丘療育園の移転についてです。

療育園の南部移転については、「寝耳に水」。療育園の保護者をはじめ、乙訓地域の関係者には一切知らされないまま、新聞報道されました。

少なくとも、保護者を含む関係者に説明をすべきではないでしょうか。いつ説明をされるお考えですか。お答え下さい。向日が丘療育園がなくなれば、乙訓地域の母子通園はどうなるのか。亀岡からの通園はどうなるのか。不安が広がるのは当然です。

両地域に新たに療育施設を作らなければ、遠距離通園をしなければなりません。新たな療育施設が整備されるまでは、向日が丘療育園の事業を継続し、療育の中断は絶対行わないことを強く求めます。乙訓二市一町及び亀岡市の療育事業についてどうお考えですか。お答え下さい。

【保健福祉部長】 府立向日が丘療育園が移転する点につきましては、乙訓地域の二市一町など関係者に対しまして必要な説明をしてきたところでございますが、今後設置場

所を含め整備内容が具体化する段階で関係者に十分な説明をしてみたいと考えております。

また、現に実施されております療育事業が施設整備に伴い中断することがない様、十分配慮をしてみたいと考えています。

なお、乙訓地域や亀岡地域から通園している児童の療育につきましては、今後、整備計画を進める中で必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

国民健康保険

国民健康保険法の目的に反する、保険証取り上げの中止、 国庫補助率の45%への回復を国に求めるべき

【上坂】

次に、市町村の国民健康保険証の問題について三点質問します。

介護保険法施行法により国保法が改悪され、保険料・税の滞納者は保険証の返還、資格証明書の交付、保険給付の一時差し止め等について、「できる」規定から義務規定に改悪されました。

二〇〇一年四月一日から、災害等の特別な理由なく保険料を滞納すれば正規の保険証を返還しなければなりません。まさに命にかかわる深刻な問題であり、多くの府民からな心配の声があがっています。

さらに介護サービスも引き下げられるなど、人権、生命を守る社会保障が命を奪うものとなりかねないものになるのです。

資格証明書が交付されても、全額医療費は患者負担になるわけですから、お金がなければお医者さんにかかることもできない、金の切れ目が命の切れ目となりかねないのです。

去年十二月二十五日、長岡京市の空きビルの一室で、五十代の男性が死亡しているのが発見されました。京都市に住所がある男性ですが、保険証がもらえていないため、お医者さんにかかることができなかったのです。

義務規定でない現在でも京都市をふくめ、府下で八〇〇〇を越える世帯が保険証未交付になっています。これが義務規定になれば一層深刻な事態を生み出すといわなければなりません。

高すぎる保険料、不況による生活や事業経営の悪化が滞納の原因になっています。さらに政府のリストラ応援策のなかで失業者の国保加入がふえ新たな問題となっています。高すぎる国保料での一番の原因は、84年に国庫補助金が大幅に削られたからです。医療費の四十五%という補助金が三十八・五%に切り下げられた結果、保険料がうなぎのぼりに上がり、加入者負担となりました。市町村国保は、低所得者が多数を占めている点からも保険料の負担の重さは深刻です。

政府は滞納者に対して保険証を取り上げ、国保料取り立て率（徴収率）が低い市町村に対しては、国からの交付金を減額するというペナルティーまでかけてきています。市町村の交付金減額が国保料の引き上げにつながりそれがさらに滞納者を増やす悪循環になり、完全に行き詰まっています。この四月から介護保険料が上乘せされました。ますます厳しい事態です。老後の不安をなくすはずの介護保険が、逆に国民の命を脅かす問題となりかねません。

知事に伺います。国民健康保険法は、社会保障及び国民保険の向上に寄与するとして、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して必要な保健給付を行うものと定めています。保険料・税を滞納しているから保険証を取り上げるということは国民保険法の目的からも違反です。国庫補助金を元の四十五%に戻すこと、命を脅かす保険証の取り上げはおこなわないこと、そのための法律の改正をおこなうことなど国に強く要求すべきと考えます。

いかがですか、お答えください。

第二の質問は、厚生省の「国民健康保険の保険料、（税）を滞納している世帯主等に対する措置の取扱いについて」という通達についてです。厚生省は、この通達を都道府県に送っていますが、市町村にこうした通達を押しつけるべきではありません。滞納についてはそれぞれの保険者が、箇々の生活実態をよく聞き、行政のもつ制度を活用して生活を支えることこそ自治体の役割です。いかがですか、お答え下さい。

【保健福祉部長】 国民健康保険制度についてであります。京都府におきましては高齢化社会においても長期的に安定した制度として運営できる様、財政措置の強化について従来から要望してきたところがございます。国におきまして、保険基盤安定制度の創設や地方交付税措置の充実など各般の財政措置が講じられているところでございます。

保険料の長期滞納ケースに係る短期被保険者証や資格証明書の取り扱いにつきましては、保険料の納付者と長期滞納者の公平を図る観点から本年4月に施行されました国民健康保険法の改正により明確に位置付けられたものでございますが、従来と同様、災害等の発生や事業の休廃などの特別の事情のない限り適用されるものでございます。

医療費一部負担金の減免制度広げるため、府は思い切った財政的支援を

【上坂】

第三は、国保法四十四条による医療費一部負担金の減免についてです。二十八市町で制度を持ちながら、実際に活用されているのは京都市と宇治市だけです。この制度を全府的に広げ、府民のくらし、健康を守るためにも、本府が財政的にも思い切った支援をすることです。いかがですか、お答えください。

【保健福祉部長】 一部負担金の減免につきましては、保険者であります市町村におきまして、災害等の特別な理由がある場合に、地域の特殊事情や被保険者の生活実態を踏まえまして、その適用が判断されているものでございます。いずれにいたしましても、京都府といたしましては、従来から保険者に対しまして木目細かな納付相談など、適切な制度の運用を要請しているところでございます。

広がる超高利の被害……増加する日掛け金融業者 日栄の上行く悪質取りたて、違法金利の横行

【上坂】

最後に日賦貸金業、通称、日掛金融について質問します。

本府の貸金業者は八百業者、その内、日掛け金融業者は、約百業者。ここ数年増加しています。

日掛金融には、年利一〇九・五%、日歩三十銭の金利が、特例として認められています。その要件は三つありますが、第一が、物品販売業、物品製造業、サービス業などの従業員が五人以下の小規模事業者に限られていること、第二に、返済期間が百日以上、第三に、返済金を直接業者が集金することになっています。しかし、実際には、主婦やサラリーマンにも貸し付けられ、銀行振込や持参払いさせるといった違反の営業が行われています。

長引く不況の中、資金繰りの目途がまったく途絶えてしまった中小零細業者が、やむを得ずたどりついた融資先が年利一〇九・五%の日掛け金融だったというようなケースが増加しています。その後は高利の利息がかさみ、遅々として返済が進まず、業者に次

から次へと無理な借り換えを強いられ、返済地獄に追い落とされています。強行な取りたてにおびえ、半強制的な状況で保証人の確保を求められたりして追いつめられ、逃げ回ったり、自己破産に救いを求める被害者が少なくありません。一度でも返済が滞れば、腎臓を売れと言って問題になった日栄の上を行く、人間性を無視した激しい取りたてが、家族、親戚を巻き込んで行われます。

先の国会で日掛金融業者の上限金利が五四・七五%に引き下げられましたが、それでもサラ金の二倍の高金利です。超高金利でうま味が大きいため、暴利を目的に、貸金業者としての企業理念もモラルもないものが多数参入して、今後一層のトラブル増加が心配されます。

日掛け金融の実態、違法行為への対処求める国指示への対応の結果は **【上坂】**

そこで五点質問します。

この三月はじめ、政府は都道府県に対し五点について指示しています。、一つ、日掛け貸金業の担当者を新たに決め、出資法・貸金業規制法違反の疑いのある場合、説明報告を求めるなど、監督体制を強化すること、二つ、情報把握の徹底、三つ、苦情の申し立てに対する的確な取り扱い、四つ、警察当局への情報提供、五つ、協議会の設置など財務局、都道府県、警察当局の連携強化等です。六月一日の参議院財政・金融委員会において金融再生委員長は、各都道府県は、これを受け対応していると答弁しておられます。本府は、この指示を受け、どう調査・対処をされましたか。その内容と結果についてお答え下さい。

【知事】 日賦貸金業、いわゆる日掛け金融についてであります。京都府の登録にかかる貸金業者に対しましては、定期的に立ち入り調査を行いますと共に、利用者から苦情が寄せられた場合は、直ちに業者に対し事実を確認の上、是正指導を行うなど適切な対応を行って来ております。

また、近畿財務局や府警本部と連絡会を設置いたしまして情報交換を行うなど関係機関の連携を図ってきているところであります。さらに、ご質問にあった国会での答弁も踏まえまして、日賦貸金業者及び業界団体である財団法人京都府貸金業協会に対しまして文書指導を行ったところであります。

消費生活課の体制強め、調査・監督、苦情相談に対応を **【上坂】**

本府において、貸金業者の監督は、商工部消費生活課が行っていますが、調査係の四名の担当者の方々が他の業務と合わせ対応されているのではありませんか。京都府消費生活科学センターを含め、府に寄せられる違法行為に関する府民の苦情・相談にも、法に基づく立ち入り調査などの措置も取れず、電話確認する程度で終わっているのではありませんか。体制を強化し、必要な調査、監督を実施し、被害の実態と対策について、広く府民に伝える広報活動の強化が必要です。いかがですか。お答え下さい。

警察との連携で悪質行為への迅速な対応を **【上坂】**

兵庫県では違法行為を行う業者の情報を県警に提供し、刑事処分後に登録を取り消すこととし、すでに、業者登録を取り消し、現在も数件の業者について対応中です。本府も、京都府警と情報を交換するなどし対処すべきと思います。いかがですか。

【知事】 なお、悪質な違法行為があれば、法に基づき厳正に対処する考えであります。

また、これまでから広報紙などを活用し啓発を行ってきたところでありますが、今後さらに府民への周知に努めてまいりたいと存じます。

市町村の暮らしの資金貸付制度の充実へ、府の補助制度の拡充を

【上坂】

日掛け金融に手を出す最初は、ほとんどの人が大きな金額ではありません。高利に手を出す前に府民を救う手だてが必要です。その一つが暮らしの資金貸付制度です。昨年、野田川町はいつでも借りられるように通年かされ、限度額も十万から二十万円に引き上げられました。京都市を始め、福知山、八幡、城陽、加悦町なども限度額引き上げや通年化を実施されています。こうした市町村の前向きな努力に本府も支援をすることが必要です。くらしの資金貸し付け事業補助金交付要綱を改め、補助率を引き上げるべきです。いかがですか、お答え下さい。

【知事】 くらしの資金の通年化等につきましては、これまでから何度もお答えしておりますとおり、事業主体であります、市町村の大方の以降を踏まえまして現行の制度を維持し実施してまいりたいと考えております。

超高金利認める「出資法」特例の廃止を、国に求めるべき

【上坂】

今、府民は政府によるゼロ金利政策に泣かされています。それに比べ、出資法での上限金利は勿論、利息制限法の制限利息も市民感覚からはかけ離れた暴利となっているのが現状です。金利を少なくとも、出資法の二九・二%に一本化すべきです。悲劇を生みだす根本原因となっている、出資法の日賦貸金業への特例を廃止することを、京都府として国に対し強く求めることが必要です。いかがですか、お答え下さい。

【知事】 日賦貸金業者にかかる出資法上の特例につきましては、国会において法改正に際し、資金需要の状況を勘案し必要な見直しを行うとの付帯決議がなされているところであります。

訂正

府政報告No 1636号の光永敦彦府議の一般質問の部分に誤植がありました。3ページ上から4行目の3字目の「徹底」を、「設定」と訂正します。